

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
6月21日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 救急病院でなくなった医療機関（医療政策課）……………
 - 救急病院の認定（医療政策課）……………
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………
 - 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等（会計課）……………
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）……………
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………
 - 県営篠原第二地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……………
 - 県営正元田上堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……………
 - 県営野道地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……………
 - 周南都市計画高度利用地区の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………
 - 周南都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………
- 選管告示
 - 直接請求に必要な有権者の数……………
- 雑報
 - 県報の正誤（平成三十一年二月五日山口県告示第二十二号）……………

山口県告示第五十九号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第



一項に規定する病院でなくなった。

令和元年六月二十一日

名称 山口県知事 村岡 嗣政
 光市立光総合病院 所 在 地 光市虹ヶ浜二丁目一〇番一號

山口県告示第六十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年六月二十一日

名称 山口県知事 村岡 嗣政
 光市立光総合病院 所 在 地 認定が効力を有する期限
 光市光ヶ丘六番一號 令和四、四、三〇

山口県告示第六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和元年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称
 緑町(6)地区

二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	彦 島 緑 町	五二六一の四八 九三三の一 九三三の三六	一号 二号 三号

〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
五二六一の三	九二三の一	五二六一の四六	五二六一の四七	五二六一の四七
四号	五号	六号	七号	八号

山口県告示第六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により、令和元年十月一日から令和四年九月三十日までの間において県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格審査」という。）並びに当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和元年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

(一) 競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約（以下「特定調達契約」という。）に係るものを除く。）に参加することができる者は、政令第六百六十七條の四（政令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いにあっては契約の種類及び金額に応じ四等級に、業務の委託にあっては契約の金額に応じ三等級（県庁舎等の清掃業務の委託にあっては、二等級）に区分して格付される資格を有するものとする。

(二) 競争入札参加資格の格付は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。ただし、県庁舎等の清掃業務の委託の契約に係る競争入札参加資格の格付は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二條の二第一項の規定による建築物における清掃を行う事業の登録を受けている者（以下「建築物清掃業者」という。）についてのみ行うものとする。

1 資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する営業年度の直前

の営業年度（決算が申請日までに確定しない場合にあっては、決算の確定している直近の営業年度）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあっては貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額とし、個人にあっては次年度繰越純資本金の額とする。）

2 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

3 物品等の製造を主たる業とする者には、直前決算における機械装置、車両運搬具、工具及び器具の残存価格

4 申請日の前日における営業（建築物清掃業者にあっては、清掃業務）に従事する職員の数

5 山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者（以下「県内業者」という。）又は建築物清掃業者にあっては、申請日の直前の六月一日における障害者の雇用の状況

6 申請日の前日までの営業年数（建築物清掃業者にあっては、清掃業務に係るものに限り。）

7 直前決算の日以前二年の各営業年度における売上高により算出した年間平均売上高（建築物清掃業者にあっては、直前決算の日以前二年の各営業年度における清掃業務受託高により算出した年間平均契約金額）

8 建築物清掃業者にあっては、申請日の属する年度の直前の二年度間において清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けた期間

9 県内業者にあっては、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二條第一項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定及び届出の有無

10 県内業者にあっては、やまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無

11 県内業者にあっては、環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

12 県内業者にあっては、環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無

(三) 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七條の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、次に掲げる要件に該当するものとする。

1 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れにあっては、(二)の1から4まで、6及び7に掲げる事項を審査して行う資格審査において、資格を有すると認められる者であること。

- 2 業務の委託にあつては、(二)の1、2、4、6及び7に掲げる事項(建築物清掃業者にあつては、(二)の1、2及び4から8までに掲げる事項)を審査して行う資格審査において、契約の金額に応じ三等級(県庁舎等の清掃業務の委託にあつては、二等級)に区分して格付される資格を有する者であること。
- (四) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が決定された日から令和四年九月三十日までの間とする。
- 二 資格審査の申請の時期及び方法
- (一) 申請の時期は、令和元年六月二十一日以降随時とする。
- (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。
- (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 1 法人にあつては登記事項証明書(外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)、個人にあつては誓約書(別記第二号様式)
 - 2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
 - 3 法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては資産負債調及び損益計算書
 - 4 営業所の所在状況を記載した書類
 - 5 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあつては、これらを受けていることを証する書類(建築物清掃業者にあつては、建築物における清掃を行う事業の登録証明書の写し)
 - 6 一般事業主行動計画の策定及び届出を行った者にあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し
 - 7 一の(二)の10に定めるやまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受けた者にあつては、当該登録証の写し
 - 8 一の(二)の11に定める環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証を取得した者にあつては、当該認証に係る登録証の写し
 - 9 一の(二)の12に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けた者にあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し
 - 10 暴力団排除に関する誓約書(別記第三号様式)
 - 11 1から10までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- (四) 申請書等の作成に用いる言語等

- 1 申請書及び(三)の3に掲げる書類は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
 - 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。
- 三 官公需適格組合の特例
中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に基づく事業協同組合で、山口県内に本店若しくは主たる事務所を有し、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものが、競争入札に参加することを希望する場合には、申請書に、二の(三)に掲げるもののほか、知事が別に定める書類を添えて、随時に、知事に提出することができる。
- 四 資格審査の結果の通知
資格審査の結果は、申請者に通知する。
- 五 審査事項等の変更の届出
競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第四号様式)に二の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。
- (一) 住所
 - (二) 商号又は名称
 - (三) 代表者の氏名
 - (四) 県との取引を担当する営業所の名称及び所在地
 - (五) 代理人

別記
第1号様式

(表)

新規・継続	登録番号		※受付番号
-------	------	--	-------

※ 受 付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
(電 話 局 番)
(ファクシミリ 局 番)

年 月 日から 年 月 日までの間において山口県が発注する製造の請負
買入れに係る
物品等の
借入れに係
業務の
売の
委託

る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

① 山口県との取引を希望する種目及び営業比率	(1) 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い												
	希望順位	大分類		小分類1		小分類2		小分類3		小分類4		小分類5	
		番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目
	第1希望												
	第2希望												
	第3希望												
	第4希望												
	第5希望												
	備 考												
	(2) 業務の委託（清掃業務の委託を除く。）												
	希望順位	大分類		小分類1		小分類2		小分類3		小分類4		小分類5	
		番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目	番号	種目
	第1希望												
	第2希望												
	第3希望												
第4希望													
第5希望													
備 考													
(3) 清掃業務の委託													
	営 業 種 目			営業比率		営 業 種 目			営業比率				
	清 掃 業 務			%					%				
						計			100				

(裏)

※		※資格区分					
② 自己資本額		千円					
※							
③ 流動比率		$\frac{\text{流動資産 (千円)}}{\text{流動負債 (千円)}} \times 100 = \quad \quad \quad \%$					
※							
④ 機械装置等の残存価格	区 分	取 得 価 格 (A)	減 価 償 却 額 (B)	残 存 価 格 (A)-(B)			
	機 械 装 置	千円	千円	千円			
	車 両 運 搬 具						
	工 具 ・ 器 具						
※		計					
⑤ 職員数	職 員 数	左記のうち、清掃業務従事職員数	清掃業務に関する資格、免許等を有する職員	資格、免許等の名称		人 数	
						人	
	人		人			人	
							人
※							
⑥ 障害者の雇用状況	常時雇用する障害者の数	人 数	雇用状況の報告義務の有無	有 ・ 無	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数	人 数	
		人				人	
※							
⑦ 営業年数	営業開始年月	休 業 期 間		現組織への変更年月	営 業 年 数		
	年 月	年 月から 年 月まで		年 月	年 間		
※							
⑧ 清掃業務に係る営業年数	営業開始年月	休 業 期 間		現組織への変更年月	営 業 年 数		
	年 月	年 月から 年 月まで		年 月	年 間		
※							
⑨ 直前2年間の年間平均売上高	直 前 2 年 の 売 上 高		直 前 1 年 の 売 上 高		年 間 平 均 売 上 高		
	千円		千円		千円		
※							
⑩ 清掃業務に係る直前2年間の年間平均契約金額	直 前 2 年 の 契 約 金 額		直 前 1 年 の 契 約 金 額		年 間 平 均 契 約 金 額		
	千円		千円		千円		
※							
⑪ 子育て支援・女性の活躍推進	次世代育成対策推進法による一般事業主行動計画の策定及び届出の有無		有 ・ 無	やまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無		有 ・ 無	
※							
⑫ 環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無		有 ・ 無	環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無		有 ・ 無	
※							
山口県との取引をする支店等	名 称			郵便番号			
	所 在 地			電 話	局 番		
	代表者の氏名			ファクシミリ	局 番		
	名 称			郵便番号			
	所 在 地			電 話	局 番		
	代表者の氏名			ファクシミリ	局 番		
	名 称			郵便番号			
	所 在 地			電 話	局 番		
	代表者の氏名			ファクシミリ	局 番		
	名 称			郵便番号			
所 在 地			電 話	局 番			
代表者の氏名			ファクシミリ	局 番			
※ 参加停止の期間							

- 注 / 「登録番号」欄は、新規の場合は記入を要しないこと。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。
 4 ①欄の(1)の「備考」欄は、小分類の種目をその他とする場合にその具体的な品目の内容を記入すること。
 5 ①欄の(2)の「備考」欄は、一つの希望順位内で大分類の種目をその他とし、かつ、小分類の種目をその他とする場合にのみ、その主要な業務の内容を記入すること。
 6 ④欄は、申請者が物品等の製造を主たる業とする者の場合にのみ記入すること。
 7 ⑥欄は、申請者が山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者又は建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。
 8 ⑧欄及び⑩欄は、申請者が建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。
 9 ⑪欄及び⑫欄は、申請者が山口県内に本店又は主たる事務所を有する者の場合にのみ記入すること。

第2号様式

誓約書

年月日

山口県知事様

申請者 住所 氏名 (印)

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

年月日

山口県知事様

郵便番号 申請者 住所 商号又は名称 代表者氏名 (印)

業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準第15号から第21号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第15号から第21号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準抜粋 (暴力団排除)

- 15 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力団の不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。
- 16 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
- 17 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもつてするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- 18 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしてしていると認められるとき。
- 20 本県と締結した委託契約又は物品調達等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。
- 21 本県と締結した委託契約又は物品調達等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第15号から第19号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、業務委託契約又は物品調達等の契約を締結する事務所をいう。以下「代表者」と、第15号中「有資格業者」とあるのは「申請者」「申請者の使用人」と、第17号中「使用している」と、第17号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第20号中「を締結した」とあるのは「を締結している」と、第21号中「をした」とあるのは「をして」と読み替えるものとす。

第4号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号 住所 商号又は名称 代表者氏名 (電) 話 (フ) ヲ(ク) シ(ミ) リ

〒 局 番 (印) 局 番 (印)

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。
記

変更事項	変更年月日	変更の内容		
		変更前	変更後	後

注 署名を慣習とする外国人又は外国人にあっては、「届出者」欄への押印は要しないこと。



(三〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和元年六月二十一日から同年十月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふると産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス宮島町店
所在地 山口市宮島町一〇〇七の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 横山 英昭

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 横山 英昭

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年二月五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五四〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五二台

(二) 駐輪場の収容台数

一五台

(三) 荷ろびき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

令和元年六月四日

(三二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年六月二十一日から同年十月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン光店

所在地 光市浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 イオン光店 住

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名

井出 武美

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

スナップス販売株式会社

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十年十一月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン光店

所在地 光市浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 イオン光店 住

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名

井出 武美

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称				株式会社クレイン		
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所				東京都港区南青山五丁目六番二六号		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				新垣 純		

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十年十二月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン光店

所在地 光市浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 イオン光店 住

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

所 代表者の氏名

井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	磯田園製茶株式会社	---
	鮎掛食品株式会社	---
	株式会社タツミヤ	---

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十一年十一月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン光店

所在地 光市浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

所 代表者の氏名 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	---	---
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社くいきよ園芸	---
	國清 勲	國清 篤

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十五年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン光店

所在地 光市浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

所 代表者の氏名 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ノエルヤマモト	---

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十五年十一月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン光店

所在地 光市浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

所 代表者の氏名 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	---	---
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	---	---
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社タケケン	---
	周南市今宿町三丁目一番一号	---
	竹村 恭典	---

四 届出年月日

令和元年五月八日

五 変更年月日

平成二十六年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン光店
 所在地 光市浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社三城	多根 裕詞	澤田 将広
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更前	変更後

四 届出年月日
 令和元年五月八日

五 変更年月日
 平成二十八年二月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン光店
 所在地 光市浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	中須賀賢一	変更後

四 届出年月日
 令和元年五月八日

五 変更年月日
 平成二十八年六月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン光店
 所在地 光市浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社タムラ	田村 邦夫	田村 正顕
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更前	変更後

四 届出年月日
 令和元年五月八日

五 変更年月日
 平成二十九年十月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン光店
 所在地 光市浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
---------	-----	-----

三 変更に係る事項の概要
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社三城	変更後 東京都中央区銀座二丁目七番十七号	変更後 東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
--------------------------------------	---------------	-------------------------	---------------------------

四 届出年月日
 令和元年五月八日
 変更年月日
 平成三十年十二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン光店
 所在地 光市浅江一七五六の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五の一 井出 武美

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 岡崎 双一	変更後 井出 武美
イオンリテール株式会社		〃	〃

四 届出年月日
 令和元年五月八日
 変更年月日
 平成三十一年三月一日

(三二) 県営篠原第二地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

篠原第二地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和元年六月二十一日
 山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類
 県営篠原第二地区農村地域防災減災事業計画書の写し
 二 縦覧の期間
 令和元年六月二十四日から同年七月十六日まで
 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(三三) 県営正元田上堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営正元田上堤地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和元年六月二十一日
 山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類
 県営正元田上堤地区農村地域防災減災事業計画書の写し
 二 縦覧の期間
 令和元年六月二十四日から同年七月十六日まで
 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(三四) 県営野道地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営野道地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和元年六月二十一日
 山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営野道地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年六月二十四日から同年七月十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三五) 周南都市計画高度利用地区の決定に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による周南都市計画高度利用地区の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和元年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画高度利用地区徳山駅前地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(三六) 周南都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による周南都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和元年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画第一種市街地再開発事業徳山駅前地区第一種市街地再開発事業

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

山口県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和元年六月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎



直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	一三、三三三
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四、七〇一
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四、七〇一
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	上関町選挙区 七、四〇二 周防大野田市選挙区 四、二四一 周防小野田市選挙区 四、二四一 美祢市選挙区 一、九四七 柳井市選挙区 一、九四七 長門市選挙区 一、九四七 岩手市選挙区 一、九四七 下松市選挙区 一、九四七 防府市選挙区 一、九四七 萩市・阿武町選挙区 一、九四七 宇部市選挙区 一、九四七 山口市選挙区 一、九四七 徳山市選挙区 一、九四七

令和元年六月二十一日印刷
令和元年六月二十一日発行

発行人所

山口県知事
山口県庁

三	ページ		
下	段		
表中	箇所		
未装置		誤	
端未装置		正	

正 誤

平成三十一年二月五日山口県告示第二十二号（県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等）



知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四五、七〇一
県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	